

6-4 産業（中分類）別付加価値額の推移

【工業統計調査・経済センサスー活動調査・経済構造実態調査（製造業事業所調査）】

（基準日：各年6月1日、単位：万円）

産業分類（中）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
【 総 数 】	11,235,244	12,096,027	14,304,267	14,686,469	14,596,039
9 食 料 品 製 造 業	1,172,511	1,435,635	1,355,671	1,397,384	1,588,558
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料 製 造 業	290,877	476,567	651,654	502,872	504,060
11 織 維 工 業	327,124	338,479	415,021	314,621	324,873
12 木 材 ・ 木 製 品 製 造 業（家具を除く）	100,894	103,508	94,287	159,133	149,450
13 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	278,329	290,692	338,232	287,837	294,536
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	96,053	75,389	75,084	90,476	96,627
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	400,249	563,985	392,723	409,065	418,940
16 化 学 工 業	X	1,566,799	1,798,332	1,873,497	1,890,222
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	X	X	X	X	X
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業（別掲を除く）	348,754	268,996	307,138	295,655	261,219
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	X	1,998,409	3,334,028	3,787,260	3,474,848
20 な め し 革 ・ 同 製 品 ・ 毛 皮 製 造 業	X	X	X	X	X
21 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	259,905	298,149	322,466	283,815	266,680
22 鉄 鋼 業	X	116,439	133,142	116,179	121,752
23 非 鉄 金 属 製 造 業	X	135,612	140,227	166,533	140,978
24 金 属 製 品 製 造 業	1,010,667	1,076,556	1,286,832	1,357,138	1,451,671
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	163,397	133,484	110,811	90,863	93,956
26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	1,508,456	1,396,239	1,486,587	1,847,655	1,940,072
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	X	X	X	X	X
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業	X	X	X	X	X
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	257,646	281,664	278,567	253,424	379,308
30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	-	-	X	X	X
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	881,103	1,402,843	1,637,549	1,348,419	1,079,537
32 そ の 他 の 製 造 業	85,859	80,531	77,783	58,614	57,718

---

資料：総務省・経済産業省「工業統計調査」(R2)、「経済センサスー活動調査」(R3)、「経済構造実態調査(製造業事業所調査)」(R4, R5, R6)  
福岡県「福岡県の工業 工業統計調査結果表」

※工業統計調査における「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末在庫額－半製品及び仕掛品年初在庫額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等－減価償却額

ただし、従業者29人以下の事業所については、粗付加価値額で集計した。

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税＋推計消費税額）－原材料使用額等

※経済センサスー活動調査、経済構造実態調査(製造業事業所調査)における製造業の「付加価値額」及び「粗付加価値額」とは、以下のとおりである（経済センサスー活動調査においては個人経営調査票による調査分を含まない）。

・付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(\*1)＋推計消費税額(\*2))－原材料使用額等－減価償却額

・粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税(\*1)＋推計消費税額(\*2))－原材料使用額等

\*1:平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

\*2:推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

※この表における「X」は、事業所数が1又は2の項目に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿（ひとく）した箇所である。また、事業所数が3以上の項目に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は秘匿している。